

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

8	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R5.4.30	契約解除	変更前	営業所	128210	夷浜簡易郵便局	○	新潟県上越市夷浜280-1	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
R5.6.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	077480	宇都宮清原工業団地内簡易郵便局	○	栃木県宇都宮市清原工業団地15-1	-	○	○	×	○	○	-	
R5.6.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	327660	水島簡易郵便局	○	富山県小矢部市水島145	-	○	○	×	○	○	-	
R5.6.1	契約解除	変更前	営業所	418040	豊能田尻簡易郵便局	○	大阪府豊能郡能勢町下田尻126-6	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.6.1	業務変更	変更前	郵便局	477470	御坊岩内簡易郵便局	○	和歌山県御坊市岩内98-4	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	477470	御坊岩内簡易郵便局	○	和歌山県御坊市岩内98-4	○	○	○	×	○	○	-	
R5.6.1	業務変更	変更前	郵便局	518070	宮領簡易郵便局	○	広島県東広島市高屋町宮領180-3	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	518070	宮領簡易郵便局	○	広島県東広島市高屋町宮領180-3	-	○	○	×	○	○	-	
R5.6.1	住居表示変更	変更前	営業所	518150	西条上寺家簡易郵便局	○	広島県東広島市西条町寺家520-30	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	518150	西条上寺家簡易郵便局	○	広島県東広島市西条町寺家10520-30	-	○	○	×	○	○	-	
R5.6.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	718090	竜田出村簡易郵便局	○	熊本県熊本市北区弓削2-3-37	-	○	○	×	○	○	-	
R5.6.1	移転・再開	変更前	郵便局	720120	宇佐郵便局	-	大分県宇佐市南宇佐2158-5	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	720120	宇佐郵便局	-	大分県宇佐市大字南宇佐2158-5	○	○	○	○	○	○	-	
R5.6.1	契約解除	変更前	営業所	737090	乙房簡易郵便局	○	宮崎県都城市乙房町1707-2	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

8 変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R5.6.1	業務変更	変更前	郵便局	817240 蕎粟簡易郵便局	○	宮城県大崎市田尻蕎粟林内 4 1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	817240 蕎粟簡易郵便局	○	宮城県大崎市田尻蕎粟林内 4 1	○	○	○	×	○	○	-	
R5.6.1	住居表示変更	変更前	営業所	837350 和賀簡易郵便局	○	岩手県北上市和賀町岩崎新田旭ヶ丘 4 9 1 - 3	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	837350 和賀簡易郵便局	○	岩手県北上市和賀町岩崎新田旭ヶ丘 4 9 1 - 3	-	○	○	×	○	○	-	
R5.6.1	契約解除	変更前	営業所	917300 下愛冠簡易郵便局	○	北海道足寄郡足寄町下愛冠 1 - 2 - 4	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.6.12	移転・改称	変更前	郵便局	001710 足立興野郵便局	-	東京都足立区興野 2 - 3 1 - 9	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	001710 扇大橋駅前郵便局	-	東京都足立区扇 1 - 2 1 - 6	-	○	○	○	○	○	-	
R5.6.26	移転	変更前	郵便局	063430 下太田郵便局	-	茨城県稲敷市下太田 6 1 3 - 3	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	063430 下太田郵便局	-	茨城県稲敷市下太田 6 5 - 2	○	○	○	○	○	○	-	
R5.6.26	移転	変更前	郵便局	430900 大屋郵便局	-	兵庫県養父市大屋町大屋市場 2 0 9	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	430900 大屋郵便局	-	兵庫県養父市大屋町加保 6 8 4 - 1	○	○	○	○	○	○	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。